

## 農地法第 5 条届出

—農地等の権利を取得して転用するとき（市街化区域）—

随時受付

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書	法人の場合 現在事項全部証明書に限る	
農地法第 18 条（解約）許可書	権利設定されている場合	
計画書	必要な場合のみ	
土地利用計画図・用排水計画図		
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

### 付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

### 公図について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

### 土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

土地の登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

印鑑証明書は譲渡人、譲受人の物で、共有者がいれば全員の物が必要。

### 住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

## 法人の登記事項証明書について

譲受人が法人の場合に必要。

発行から概ね 3 ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

登記情報提供サービスで取得した物は不可。

## 農地法第 18 条（解約）許可書について

用紙は事務局にあります。

## 計画書について

転用目的が駐車場や資材置場の場合に必要。用紙は事務局にあります。

## 土地利用計画図・用排水計画図について

排水・通風等の被害防除の必要性、被害防除措置等を確認するために必要。

転用目的が駐車場の場合は、区画割りと進入路を記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が資材置場の場合は、進入路とどこに何を置くのかを記載した物に用排水関係を記載。

転用目的が建物の場合は、建物配置図に用排水関係を記載。

その他、計画内容によっては必要な図面がありますので、事前にご相談下さい。

## その他参考となるべき書類について

届出に関して補足資料があれば添付して下さい。

## 委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

## 【その他】

届出書の押印は実印が必要です。

届出書の日付は提出時に記入して下さい。

必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。その為、計画段階での事前の相談をお願いします。

届出に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。